

**平成24年度上半期相談件数198件 昨年同期+14%！！**  
**相談件数は増加傾向！ワースト3は・・・**

**1位「インターネット」 36件**  
**2位「土地・建物」 35件**  
**3位「金融・保険」 34件**

(平成24年4月～10月鎌ヶ谷市消費生活センター実績)



『インターネット』に関連する相談は非常に多く、「身に覚えのないサイトの登録料などの請求メールが届いた」、「アダルトサイトの請求画面が表示されて消えない」、「無料サイトにアクセスしたら、いきなり登録画面になり、高額な利用料金を請求された」などの相談があります。

『土地・建物』は、賃貸物件の退去時に伴う高額な原状回復費の請求についての相談、または、自宅のリフォーム工事のトラブルについての相談、「火災保険で家の修理ができるというハガキが来たが本当か？」などの相談が寄せられています。

『金融・保険』では、発展途上国の通貨、未公開株や社債、医療機関債、介護福祉施設の会員権など様々な投資に関する不審な勧誘（郵便や電話など）やトラブルについての相談が多く寄せられ、他にも保険の契約内容に関する相談なども寄せられています。

※「おかしいな・・・」「この場合、どうなのかな・・・」「どうしよう・・・」と思ったら、消費生活センターまでお気軽にお問合せ・ご相談ください。電話・個室での相談が可能です。ご近所の方、身近な方による代理での情報提供もお待ちしています。早めの相談が早期解決につながります！

## 「介護ベッドのすき間が危ない！！」

～介護ベッドの手すり等による死亡事故が発生しています！～

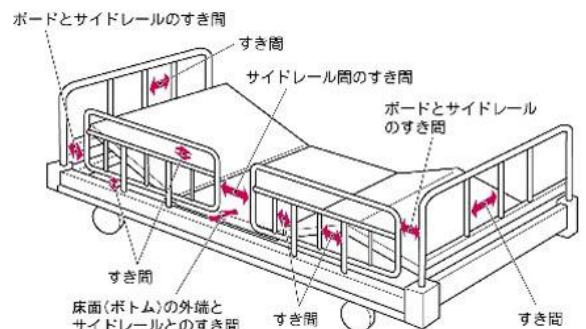
**平成24年度だけで全国で4件の死亡事故が発生！！**

(10月末現在)

### 介護ベッドによる事故の原因で多く見られるもの

- ・利用者の首がサイドレールのすき間や、ベッドボードとサイドレールのすき間に挟み込まれた
- ・手すり自体に腕や足などを差し込んで骨折してしまった

- 対応策
- ・クッション材や毛布などですき間を埋める
  - ・すき間を埋める対応品を使用する。
  - ・サイドレール等の全体をカバーや毛布で覆う
  - ・危険な状態になっていないか、定期的を目視確認を行う



※対応品については、まずはベッド製造メーカーや福祉用具貸与事業者にお問い合わせください。

詳しくは・・・ [http://www.caa.go.jp/safety/pdf/121102kouhyou\\_3.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/121102kouhyou_3.pdf)

チェックリスト [http://www.caa.go.jp/safety/pdf/121101kouhyou\\_2.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/121101kouhyou_2.pdf)

## ～最近、多く見られる事例～

**ケース1** 携帯電話で在宅ワークを検索し無料サイトに登録した。悩んでいる人の相談にのると〇〇万円あげるといふメールが来たのでやる事にした。「相談者とのメール交換のため」「報酬を受け取るため」といわれ、ポイントを購入した。一向に報酬を受け取れる様子がないので返金してほしい。

異性、芸能人、社長、弁護士、占い師などのキャラクターになりました  
“サクラ”がサイトに誘導し、ポイント購入するようにしむける『サクラ  
サイト商法』についての相談が、全国的に多数寄せられています。

特に「メールアドレスなどを交換するため」、「文字化け解除料が必要」  
「やりとりの相手から預かったお金やポイントの受取りのため」など、気が付いたら高額な料金を振り込んでしまったという相談が多く寄せられています。他にも「チーム制対戦ゲームへの招待などと書かれたメールが届き、チームで賞金獲得ゲームに挑戦し、勝ち進む為にポイントをかなり購入したが決着がつかない。途中でやめると仲間に迷惑がかかる。どうしたらいいか？」というものもあります。

様々な理由で高額なポイント購入などをさせ、結果を出すまでは後には引けないような気持ちをあおります。

※知らない人から届くメールなどには絶対に返信しない。よくわからないサイトは開かないこと。仲間意識の利用や競争心、射幸心をあおる手口にも十分に注意しましょう。



**ケース2** 突然、「おめでとうございます！あなたは最優先当選資格獲得者です！」と書かれた封書が外国から届いた。海外の宝くじの当選通知のようだ。手数料を支払い、当選者登録をすれば賞金を受け取れるようだが、信用できるか？

海外から届いた封書には、応募していないのに「当選しました」と書かれており、手数料を支払えば賞金を受け取れるかのような文章が続きます。中にはクレジットカード番号の記載を求めるものもあり、申し込みをしたところ、毎月、参加費などの名目でクレジットの引き落としが止まらないという相談もあります。このような海外の業者は実在するかの確認もとりにくく、解決は大変難しくなります。また、海外の宝くじを日本国内で売買することは違法です。



※応募もしていないものの当選通知はあり得ないので、封書が届いても返信はせず、無視することが最善の被害防止策です。申込や応募によって、更なるDM送付される恐れや、個人情報漏洩の恐れもあります！

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせ等、皆様の相談に 専門の相談員が対応します。

**おかしいな・・・と思ったら、お気軽に消費生活センターにご相談を！**

### 【相談窓口電話】

鎌ヶ谷市消費生活センター（鎌ヶ谷市役所2階）

TEL 047-445-1141（市役所代表・内線289）

平日 10:00～16:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

消費者ホットライン TEL 0570-064-370

10:00～16:00（年末年始を除く）